

災害時等における小型無人航空機を活用した
支援活動等の協力に関する協定

枚方寝屋川消防組合（以下「甲」という。）と株式会社ピッコロ社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下「災害時」という。）における、小型無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、枚方市内及び寝屋川市内（自動車専用道路、高速道路上等において枚方寝屋川消防組合が第一出動担当となっている区域を含む。）において、災害時にドローンを活用した情報の収集、災害現場地図の作成支援等の支援活動（以下「支援活動」という。）が必要であると甲が認めたとき、乙が所有するドローンを活用し、支援活動を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対して支援活動の要請を行うときは、次に掲げる事項を明示して口頭又は書面等により要請するものとする。

- （1）災害等種別、発生場所及びその概要
- （2）必要とする支援活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに支援活動を実施するものとする。また、甲による要請は、乙に支援活動その他の義務を発生させるものではない。

3 ドローンの飛行許可の取得に係る手続き等、第1項の要請に基づく支援活動を行う場合に必要手続きは、甲又は乙において行うものとする。

（現場指揮）

第3条 甲は、要請する支援活動の内容を説明の上、乙に対する安全管理に配慮し、乙が可能な範囲で指揮を行うものとする。

(支援活動の終了)

第4条 この協定による支援活動の終了は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、要請した支援活動の終了を告げたとき
- (2) 乙から申し入れがあったとき

(活動状況の連絡)

第5条 乙は、協力終了後、速やかに次の事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 使用機材等（人員・機材等）
- (2) 活動時間
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(訓練)

第6条 甲が定期又は随時に実施する訓練に、乙も可能な限り参加するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく支援活動に要した費用については、原則無償とする。ただし、支援活動に該当しない、乙が負担すべきか判断し難い費用については、その都度甲、乙で協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、災害時に備えた訓練について、甲から依頼があった場合には、協力するものとする。この場合において、当該訓練に要した経費は、その都度甲、乙で協議のうえ決定するものとする。

(第三者への損害)

第8条 支援活動中に甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、甲がその損害を賠償し、その他の場合にあつては、乙がその損害を賠償する。

(災害補償等)

第9条 第2条の規定に基づき支援活動に従事した者が、その支援活動のために死亡し、

負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がないときは、甲が地方公務員災害補償法又は消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

（損害補償事案の速報及び書類提出）

第 10 条 乙は、第 9 条の規定に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

（映像等の所有権）

第 11 条 本協定に基づく支援活動による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第 12 条 乙は協力において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第 13 条 甲及び乙は、個人情報保護法及び枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う際は、適切に管理しなければならない。

（疑義の措置）

第 14 条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

（有効期限）

第 15 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期限満了の日の 1 か月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、

本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和4年5月30日

甲 枚方寝屋川消防組合
消防長 藤中 明広

乙 株式会社ピッコロ社
代表取締役 松本 尚朗